

あなたも対象!!

国勢調査



を実施します

- 国勢調査は、2020年（令和2年）10月1日現在、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。
- 9月中旬から、調査員がみなさんのお宅を訪問し、調査書類をお配りします。
- 回答は、できる限りインターネットか郵送でお願いします。**
- 国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、店舗の出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。
- 国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、調査書類の配布や調査票の受け取りをできる限り、みなさんと調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

インターネット回答期間

9/14(月) → 10/7(水)

調査票(紙)での回答期間

10/1(木) → 10/7(水)

国勢調査については、「国勢調査2020 総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



問合せ 地域協働推進課 広報広聴グループ ☎21-2142



子育てに関するお知らせ

○児童手当の現況届の提出をお忘れではないですか？

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出していただく書類です。6月1日に必要な書類を送付し、6月30日までに提出いただくようご案内していますが、お済みでない方は至急提出をお願いします。

現況届の提出がない場合は、6月以降の児童手当が支給できないことがありますので、お忘れのないようお願いします。

○児童扶養手当の現況届の提出について

「児童扶養手当の現況届」は、年に1回、児童扶養手当を受給しているすべての方に提出していただき、受給資格を再審査するための書類です。

受給者の方には、必要な書類を7月に送付しておりますので、期限までに提出してください。

現況届の提出がない場合は、8月以降の児童扶養手当が支給できないことがありますのでお忘れのないようお願いします。

提出期限 令和2年8月31日(月)

○子育て世帯への臨時特別給付金の申請をお忘れではないですか？

子育て世帯への臨時特別給付金について、公務員の方は所属庁(勤務先)から申請書が配布され、お住まいの市町村に提出することとなっています。

次回のお振り込みは、8月25日までに申請された方が対象となりますので、まだ提出されていない方は、お忘れのないようお願いします。

※公務員以外の方については、6月10日にお振り込みしています。



問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122